2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第１４回「Ⅳ．平和主義」

2018.07.26.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→将来の不安に備えての生活保護費から貯蓄を収入認定するべきか否か

法→憲法 25 条 2 項、生活保護法 4 条(補足性原則:資産活用・能力活用・扶養)、

中嶋訴訟・最判(生活保護の目的に合致する者であれば可能)

諸説：A説→生活保護費は最低限度の生活を営むもの、貯蓄できるのは最低限度でなかった

B説→保護費の合理的利用は受給者による、将来の不安への備えは正当

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①収入認定し、生活保護費を減額する変更処分を行った。

②収入認定の対象とすべき資産にはあたらない。

2.今回講義：憲法　国民主権→基本的人権（自由権→社会権）→平和主義→統治機構

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①朝日新聞は、安保法案をどのようなものと説明しているか。

②読売新聞は、安保法案をどのようなものと説明しているか。

１．事例から（戦争法）

集団的自衛権(その行使としての武力行使)の承認、に最大の特徴がある

２．憲法 9 条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

２ 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

1.平和主義

1)世界史的背景

カント『永遠平和のために』(1795 年):常備軍廃止、共和制国家と国家連合

パリ不戦条約(1928 年):国際紛争解決のための戦争を否定、国家政策としての戦争放棄

国際連合憲章(1945 年):共同利益以外の武力行使を否定、国際司法裁判所創設

ハーグ世界市民平和会議(1999 年):日本国憲法 9 条、国連の下での平和維持

2)9 条制定の歴史

大西洋憲章(1941 年):侵略国の非軍事化の原則

ポツダム宣言(1945 年):日本の武装解除、再軍備の防止→無条件受諾(1945 年 8 月 15 日)

幣原首相(1946 年 1 月):マッカーサーに戦争放棄の意思表示

マッカーサー・ノート(1946 年 2 月):戦争の放棄、軍隊の不保持、交戦権の否認

憲法改正草案(1946 年 5 月):現行規定

芦田修正(1946 年 8 月):第 2 項「前項の目的を達するため」追加

憲法公布(1946 年 11 月)→施行(1947 年 5 月)

2.条文

1)前文:「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」

2)第 1 項:戦争の放棄

3)第 2 項:戦力の不保持、交戦権の否認

3.条文解釈

1)戦争放棄→「国際紛争を解決する手段としては」

A 説：侵略戦争のみ放棄←国際法上の通常の用例

B 説：全ての戦争の放棄←およそ戦争は全て国際紛争を解決する手段として行われる

2)2 項→「前項の目的を達するため」戦力不保持と交戦権否認

A1 説→全部放棄：結果としてB説と同じ＜これが通説＞

A2 説→自衛戦争は放棄していない

A2 説への批判：戦争を予定した規定がない、前文は国連を想定、平和主義に反する
自衛戦と侵略戦争の区別不可能、交戦権否認の意味がわからなくなる

3)戦力

X 説：戦争に役立つ可能性のある一切の潜在能力

Y 説：軍隊および有事の際にそれに転化とうる程度の実力部隊＜これが通説＞

Z 説：近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成を備えたもの
他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的武器は保持もできないが、自衛のための必要最小限度の実力は「戦力」にあたらない＜政府解釈＞

3)交戦権否認

３．自衛隊

1.憲法 9 条との関係

1)通説：「自衛権」はあるが「自衛戦争」はできない（外交などの手段による）
「自衛隊」は「戦力」に該当する
以上の二点から、自衛隊は憲法 9 条違反

2)政府解釈：「自衛権」は認められているため「自衛戦争」はできる
それ必要な最低限度の実力は、「戦力」にあたらない

2.自衛隊の経緯

1945 年　敗戦
1947 年　日本国憲法施行
1950 年　警察予備隊が発足　←　朝鮮戦争勃発
1951 年　サンフランシスコ平和条約が締結　→　1952 年に施行
1952 年　保安庁が発足、保安隊に改組
1954 年　自衛隊が成立（保安隊→陸上自衛隊、警備隊→海上自衛隊、航空自衛隊新設）
防衛庁が発足
1992 年　国際平和協力法が成立
2006 年　防衛省が発足、統合幕僚監部が創設
2014 年　国家安全保障局が発足

3.現在の評価

世界第四位(米国・ロシア・中国に次ぎ)の軍事力(クレディ・スイス銀行による)
←主に装備の点からの評価、軍事費からだと 8 位、兵力からだと 22 位。

4.自衛隊裁判

1)恵庭事件：札幌地判 S42 年→被告人の切断した電話線は防衛用の物ではないので無罪
自衛隊についての憲法判断はかいひ

2)長沼ナイキ事件：札幌地判 S48 年→自衛隊は「戦力」に該当し違憲
札幌高判 S51 年→訴えの利益がない、統治行為論
最判 S87 年→訴えの利益がない、憲法判断は回避

3)百里基地事件：最判 H 元年→私法上の契約が社会秩序違反との認識はなかった

４．集団的自衛権

P 説：自衛権はあるが自衛戦争はできない＜通説＞

Q 説：個別的自衛権：自国防衛のための実力行使のみ可能＜従来の政府解釈＞

R 説：集団的自衛権：他国に対する武力攻撃を、自国の実態的権利が侵されなくとも、平和と安全に関する一般的利益に基づいて援助するため防衛行動とれる＜安倍政権の解釈＞

［自己点検］

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26	8/02
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68	67	67	65	53	67	64		
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63	62	62	58	55	61	57		

［次回講義への Reading Assignment］

駒村圭吾「総理大臣の靖国参拝による法的利益の侵害の有無」平成 18 年度重要判例解説(2007 年)16 頁